

(仮称) 宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申 (案)

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という）の広範囲が水源かん養及び土砂流出防備保安林に指定されていることから、後述する個別的事項も踏まえ、事業実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）について、影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。
- (2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (4) 事業区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

イ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音については、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定し、調査、予測及び評価すること。

ロ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成 30 年 10 月に WHO が改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。

(2) 水質

工事に伴い発生する濁水の影響を適切に調査、予測及び評価するため、澄川流域の調査地点について、より上流域に複数箇所設定すること。

(3) 地形及び地質

風力発電設備等の配置等の検討に当たって、土砂流出・崩壊防備等の保安林、土砂災害警戒区域（地すべり）、砂防指定地及びその上流域、地すべり地形の移動体及び滑落崖に対して影響を及ぼす可能性のある改変を避けること。

なお、やむを得ず風力発電設備等の配置等の検討を行う場合は、安全側での評価となるよう、広範囲の地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物

イ 風力発電機の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な風力発電機種種の採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 事業区域周辺に生息する希少猛禽類やコウモリ類について、周辺地域における他事業の環境影響調査結果等により生息情報を収集した上で、調査方法を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。

ハ 高空を飛ぶコウモリについては、高光度 LED ライト調査により、高さ 200 メートル程度を照射し、8月中旬から9月中旬の間に実施すること。また、調査地点について、気象観測塔と LED ライトの位置を 200 メートル以上離して設置すること。

ニ 事業実施による両生類への影響について、沢筋のより上流部や、土地の改変による影響を十分に踏まえ、調査、予測及び評価すること。また、鳴き声の夜間調査を実施すること。

(5) 植物

イ 事業区域及び周辺のススキ群団には、稀少種が存在する可能性があるため、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ロ ウトウ沼近傍の二ツ石川西側の搬入路について、資材等の運搬に伴う支障木の伐採に当たっては、近隣湿地に生息する植物への影響を適切に調査、予測及び評価すること。その上で、影響を回避できない場合は、東側のルートから迂回する等、運搬計画を再検討すること。

(6) 景観

風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏及び里山からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風車の配置の設定を行うこと。

(7) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(8) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壌を分けた上で、調査地点1地点あたり5か所程度、土壌については表面1センチメートル以内から検体を採取し、測定を行うこと。調査地点は、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所を設定すること。

ロ 事業実施により除去する放射性物質を含む伐採木及び落葉等については、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量も把握した上で、適正な管理等ができるよう検討すること。